

【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和4年11月8日（火）午後3時32分～午後3時49分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長 副市長 教育長 企画財政部長
 総務部長 市民生活部長 福祉保健部長 子ども家庭部長
 環境部長 都市建設部長 教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者 福祉保健部長 議会事務局長
- 5 会議結果

市 長 これより庁議を開催します。審議事項1「令和4年狛江市議会第4回定例会提出予定議案（追加）について」の説明をお願いします。

部 長 10月25日の庁議で了承いただきましたが、「狛江市一般職の職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」は資料の「9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」の中で条例改正するよう変更したため、削除しています。また、「12人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて」は委員の任期が令和5年3月31日で満了することに伴い、人権擁護委員の候補者として、法務大臣に対し推薦するため追加するものです。

市 長 特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画（素案）に関するパブリックコメント及び市民説明会の実施結果について」の説明をお願いします。

部 長 狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（案）については、8月2日の庁議において審議いただき、その後パブリックコメントを実施し、10月20日に狛江市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画策定委員会を開催し、最終案がまとまりました。まず、パブリックコメントの意見及び見解について説明します。パブリックコメントは8月8日から9月6日まで実施し、延べ30人から106件の意見等をいただきました。また、パブリックコメント期間中に開催した市民説明会には市民等26人の参加がありました。主な意見を説明します。資料1を御覧ください。第3章本市が目指すべきまちづくりに関して、4ページの11「地域交流拠点に準ずる拠点を野川地区及び猪方地区に設定できないか、沿道利用地区として野川地区及び駒井町地区に追加してほしい」といった意見を踏まえ、この意見に対する市の見解としては、市北部の松原通り沿道や駒井町の調3・4・2号線、調3・4・

16号線の交差点周辺において日常生活に必要な機能の維持・誘導を図るため、新たなエリアを追加するとしています。第4章まちづくりの分野別方針に関して、5ページの21「低層地域だった所が中高層地域に変更されている（喜多見駅周辺）、狛江市は住宅地であるため、良好な居住環境を守るまちづくりが優先されることを望む、狛江市は緑地減少が著しいので、駅周辺のにぎわいづくりにおいても、緑の空間確保等、自然を感じられる生活空間づくりをお願いしたい」という意見がありました。これらの意見に対する市の見解としては、今後鉄道軸付近の交通利便性の高い土地において、民間事業者や土地所有者が様々な土地利用の可能性を検討できるよう、その前提として、市として鉄道軸付近の地区・エリアの再整理を行いました。ただし、本計画の策定後、すぐに用途地域が変更されたり、中高層の建物が建つことはなく、地域住民やまちづくりグループ・地区まちづくり協議会からの意見をもとに、必要に応じて都市計画の指定・変更を行うものとなる、としています。第5章重点地域別構想に関して、12ページの58「喜多見駅周辺の地域交流地区において、改札口の増設に関する記述がない、本計画に記載してほしい」という意見がありました。この意見に対する市の見解としては、駅舎の改良に関する取組については、計画書に記載があるため、まちづくりグループや地区まちづくり協議会等からの具体的な提案をもとに検討を進めるものと考えています。動線確保に関する記述については、指摘を踏まえ分かりやすい表現に修正しました。この他にも多くの意見があるため、確認をお願いします。

次に、パブリックコメント結果及び東京都協議結果を踏まえた狛江市都市計画マスタープラン改定及び立地適正化計画（案）の追加修正点です。資料2の11ページ、公共・公益・交流地区の方針について、分かりやすくなるよう表現を修正しました。また、新たに生活利便機能形成エリアを追加し、現在の平成24年版都市計画マスタープランに位置付けのある東野川一部地域等、生活利便機能が形成されている沿道利用地区の周辺において位置付けを行います。方針としては、都市計画道路の事業進捗状況等に応じ、沿道利用地区の後背地の土地利用と調和を図りながら、日常生活に必要な都市機能の維持誘導を進め、まとまりのあるにぎわいを創出するエリアとします。15ページ1-ア-12の土地利用の方針に生活利便機能形成エリアの内容を追加しています。16ページ2-イ-4 駅舎の改良の取組内容について、パブリックコメントの意見を踏まえ、改札口の増設に関する記述を追加しました。

また、パブリックコメントにおいて、「用語に関する注釈等付けてほしい」という意見があったため、資料3計画書本編の巻末275ページに用語解説を追加しています。各部署の所管する分野に関して、内容の確認をお願いします。本内容に関して意見等あれば、11月15日正午までにまちづくり推進課ま

で連絡してください。今後のスケジュールとしては、修正の上、改めて審議いただき、11月28日に開催する狛江市都市計画審議会に諮問し、12月中旬頃の庁議にて審議後、公表予定です。

市長 他に質問等なければ次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「新型コロナワクチンの乳幼児への接種について」を報告してください。

部長 乳幼児接種の概要が決定しました。対象は6箇月から4歳まで、初回接種は3回1セットとなっており、2回目は1回目接種の3週間後、3回目は2回目接種の8週間後となります。接種券は11月11日に届くように発送し、到着次第予約できます。接種会場について、個別接種クリニックは小児接種同様、石戸谷小児科とコドモノいっぽクリニックで実施し、併せてあいとぴあセンターを使用した集団接種もスポット実施します。

なお、新型コロナワクチンは、インフルエンザ以外のワクチンとの接種間隔を前後2週間必要としており、定期接種の多い乳児においては母子手帳等のチェックに細心の注意が必要となるため、1歳までの子どもの接種は普段から定期接種に慣れている個別クリニックのみとし、集団接種は2歳以上に限定しています。また、今回の乳幼児接種は努力義務の適用を受けており、臨時接種の適用となる令和5年3月31日までに接種するためには、1月13日までに1回目接種を受ける必要があります。そのため、狛江市では予約変更等の時間的余裕を考慮し、1月7日を1回目接種の期限とします。

なお、乳幼児接種の開始に伴い、個別クリニックでの小児接種の枠が減少するため、予約状況を見ながら小児の接種はスポットの集団接種の実施等で対応したいと考えています。

市長 続いて、報告事項2「プラスチック類ごみ分別収集に関する市民説明会実施結果の報告について」を報告してください。

部長 令和5年4月より開始するプラスチック類ごみの分別収集について、周知するための市民説明会を10月17日から28日までの間で6回、各地域センター等で実施しました。参加者数は合計134人、詳細は資料のとおりです。説明した内容は「1分別収集実施の背景」、「2プラスチック類ごみとして収集するもの」、「3プラスチック類ごみの出し方」、「4収集開始に伴う変更点」、「5出すときの注意点」の5点です。いただいた意見は合計104件、内訳は開始時期が3件、対象となるプラスチックの種類やごみの出し方が24件、収集頻度が3件、指定収集袋の種類・デザインが16件、指定収集袋の価格が3件、その他が55件となっています。質問及び回答は資料のとおりです。主な質問としては、プラスチック類ごみの対象となるもの、収集したプラスチック類ごみをどうするのか等がありましたが、資料右側に記載した回答を

お伝えし、納得いただいています。また、集合住宅の管理人の方から混乱が生じるのではないかという質問もありましたが、ごみ置場での分別方法の工夫等事例を説明しました。また、令和5年2月にごみ集積所看板を新たに作製し、配布するため、その際にも再度説明します。説明会に出席できなかった方への対応として、本庁議終了後に説明会で使用した動画及び質疑の詳細を市ホームページで公開します。また、より丁寧に説明し理解を深めていくため、町会・自治会に対して申込制での説明会を開催する旨を通知し、現在2団体から開催依頼をいただいています。今後の予定ですが、令和5年2月にプラスチック類ごみ分別ガイドの全戸配布、新しい指定収集袋の販売を開始となる見込みです。

市 長 持ち帰りとなった質問はありますか。

部 長 質問については全て説明会内で回答し、持ち帰りとなった質問はありません。

市 長 続いて、報告事項3「狛江団地周辺地区に関するまちづくり懇談会の開催について」を報告してください。

部 長 狛江団地周辺地区は、東京都において老朽化した都営狛江団地の将来的な建替えの検討に伴い、建替えによって創出される用地の活用方法を検討しています。8月に実施したアンケート結果を踏まえ、まちづくりの方向性等を取りまとめました。取りまとめ内容の説明及び意見交換を行うため、まちづくり懇談会を行います。まちづくり懇談会は、12月11日午前10時から及び午後2時からの2回開催します。まちづくり懇談会は事前申込制とし、申込期間は、11月15日から28日までを予定しています。併せて、12月12日から25日まで、市公式YouTubeチャンネルにて説明動画を配信し、意見を募集します。令和5年度には、まちづくり懇談会等の結果を踏まえ、地区計画、用途地域等の原案の作成を行い、まちづくり懇談会を実施する予定です。まちづくり懇談会の実施については、広報こまえ11月15日号、市ホームページ、対象区域へのポスティング等での周知を行います。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月15日午前9時00分から開催します。